

公益財団法人 日本サッカー協会
2016年度 定時評議員会

報告事項

1. 2015年度 事業報告の件

[資料No.1](#)

協議事項

1. 評議員1名 選任の件

以下の1名の評議員が退任する為、当該評議員選出団体から推薦があった以下1名の評議員を選任したい。

(1) 退任評議員

眞壁 潔（まかべ きよし）／株式会社湘南ベルマーレ 代表取締役会長

(2) 選任する評議員

水谷 尚人（みずたに なおひと）／株式会社湘南ベルマーレ 代表取締役社長

(3) 選任された評議員の任期

定款第18条（評議員の任期）の規定により、退任した評議員の任期満了の時までとなる為、2018年度に関する定時評議員会（2019年3月）の終結の時までとなる。

2. 2015年度 決算の件

[資料No.2](#)

3. 関連団体の認定の件

[資料No.3](#)

一般社団法人日本障がい者サッカー連盟（以下「障がい者連盟」という）が、別紙資料の通り2016年4月1日に設立されることを前提に、同日付で本協会の加盟団体（関連団体）としたい。

障がい者連盟を本協会の加盟団体（関連団体）とすることについては、2月に開催された理事会において適格性を厳格に審査し、全ての要件を満たす団体であることが確認された。

【参考】

基本規程 第3章 加盟団体 第5節 各種の連盟及び関連団体（抜粋）

第71条の2〔関連団体〕

1. 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、以下の団体を本協会の加盟団体として認める。

(1) 一般社団法人日本プロサッカー選手会

第71条の3〔新たな各種の連盟及び関連団体の認定〕

2. 本協会は、必要に応じ、日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表し、以下の全ての要件を満たす団体を、第71条の2に定める関連団体として新たに認定することができる。

(1) 唯一の統括団体であること

(2) 独立性が担保されていること

<p>(3) 法人格を取得していること</p> <p>(4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること</p> <p>(5) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること</p> <p>(6) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する団体であること</p> <p>3. 理事会は、第71条に定める各種の連盟又は第71条の2に定める関連団体として新たに認定を希望する団体について、その適格性を厳格に審査する。</p> <p>4. 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて各種の連盟又は関連団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない</p>
<p>4. 定款 改正の件</p>
<p>資料No.4</p> <p><概要></p> <p>理事総数及び副会長数の変更</p>
<p>5. 基本規程 改正の件</p>
<p>資料No.5①②</p> <p><概要></p> <p>(1) 理事総数及び副会長数の変更</p> <p>(2) 司法機関</p> <p>(3) 関連団体</p> <p>(4) 競技</p> <p>(5) 会旗及び標章</p> <p>(6) 懲罰</p>
<p>6. 理事 28 名 選任の件</p>
<p>資料No.6①②</p>
<p>7. 監事 3 名 選任の件</p>
<p>資料No.6①②</p>
<p>8. 役員等予定者 選出の件</p>
<p>資料No.6①②</p> <p>以下の役員等予定者について、それぞれ別紙リスト掲載者を候補者として選出したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 会長・副会長・専務理事・常務理事予定者 ➤ 事務総長予定者 ➤ 各委員会委員長予定者（報告事項） ➤ 名誉役員予定者（報告事項）

9. 裁定委員会 委員選任の件

現在裁定委員会は3名のメンバーにて構成されているが、以下の2名のメンバーを選任したい。

(1) 選任する裁定委員

飯田 英男（いいた ひでお）（弁護士/奥野総合法律事務所 客員弁護士）

<経歴>

中央大学法学部卒業

1994年 和歌山地方検察庁検事正

1995年 大阪高等検察庁次席検事

1996年 神戸地方検察庁検事正

1997年 大阪地方検察庁検事正

1999年 札幌高等検察庁検事長

2001年 福岡高等検察庁検事長

2001年 定年退官

2001年 東京弁護士会登録

2009年 瑞宝重光章受章

<経歴>

高山 崇彦（たかやま たかひこ）（弁護士/TMI 総合法律事務所 パートナー）

中央大学法学部卒業

1993年 最高裁判所司法研修所入所

1995年 大阪地方裁判所判事補

1997年 東京地方裁判所判事補

1998年 東京地方裁判所判事補

1999年 法務省民事局付検事

2006年 東京地方裁判所判事

2007年 第一東京弁護士会登録

(2) 選任された裁定委員の任期

基本規程第38条の3の規定により、2017年度に関する定時評議員会（2018年3月）の終結の時までとなる。

(参考) 現行の裁定委員会メンバー

本林 徹／弁護士 井原・本林法律事務所

松田 昇／弁護士 松田昇法律事務所

三屋 裕子／有識者 株式会社サイファ